

提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案（31件）

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
7	富士市	B 地方に に対する規制 緩和	03 医療・福 祉	児童扶養手当制 度における老齢年 金と児童扶養手当 の併給の見直し	児童扶養手当法において、公的年金等の受給者はその年金月額が児童扶養手当月額を下回る場合に、差額分を受給できる制度になっている。しかししながら、老齢年金（老齢基礎年金及び老齢厚生年金）の受給者については、生活に困窮している世帯が多く、児童の健全育成が困難でない現状があるため、以下の①または②のような制度の見直しを求める。 ①老齢年金を児童扶養手当と調整する公的年金等の範囲から除外する。 ②老齢年金の額を児童扶養手当の支給制限に用いる所得として判定し、低所得者に手当を支給する。	児童を養育している祖父母等が老齢年金を受給している場合、児童扶養手当額との差額しか支給されない。そもそも公的な老齢年金は60歳までの間に保険料を負担し、本人等が退職後の生活を維持するため受給できるものである。老齢年金に子の加算ではなく、様々な事情により子を養育することになった際、支給される手当は存在しない。子を養育している老齢年金受給者は、生活に困窮している世帯も多く、児童の健全育成が困難でない現状がある。 【支障事例】 ①児童扶養手当受給中の父が拘禁されたことにより、同居の祖父が監護することとなった。祖父は老齢年金が月7万円あり、児童扶養手当額を超えて支給しなくなった。 ②児童扶養手当受給中の母が養育放棄により祖母が監護することとなった。祖母は老齢年金が月5万円あり、児童扶養手当額を超えて支給しなくなった。	児童扶養手当法第13条の2	厚生労働省	札幌市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都府、京都市、茨木市、広島市、徳島県、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、大分県、別府市、宮崎市、延岡市	完全併給をする場合、児童扶養手当制度の法的性格そのものを見直す必要があるが、昭和57年7月7日の最高裁判決において、児童扶養手当は国民年金法所定の国民年金（公的年金）一般と基本的に同一の性格を有するものと判断されていることを踏まえると、本提案は制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
10	金沢市、姫 路市、広島 市	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等を求める 【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分（歳入徵収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第27条及び債権管理制度取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第30条の規定に相当する制度とします）を定めるための規定の整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	【現状】 時効期間を経過した私法上の債権は、時効の援用がなければ消滅しない。この場合、法96条の権利放棄の議決か、債権管理条例等に基づく債権放棄により不納欠損処分をすべきとされる。なお、債権放棄は議決だけでは効果は生じず、長の意思表示をする（最判H24.4.20）。このほか、令171条の5の徵収停止を行った債権の不納欠損処分の方法が規定されていない。 【支障事例】 ①債権放棄の意思表示には事務コスト（通常の送達費用のほか、債務者死亡時の相続人調査、債務者所在不明時の裁判所での公示送達等）が生じる支障 ②債権放棄の意思表示により住民の納付意識が低下するおそれがある支障 ③徵収停止後の不納欠損処分の方法が判断し難い支障 【国の債権管理】 徵収停止後の処理も含め、債務者に通知せず、債権のみなし消滅による不納欠損処分を行う。財政法8条において、債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされる一方、省令で債権のみなし消滅による不納欠損処分を規定する。債権のみなし消滅は債権放棄とは異なるとの前提による。 【問題の所在】 行政実例の解説書等により、不納欠損処分には債権放棄しか方法がないかのような認識が広まっている。しかし、当該行政実例には「議決が必要」との記述はない。（詳細は根拠法令等欄に記載） 【提案目的】 地方公共団体も債権のみなし消滅による不納欠損処分ができるようになります。（地方の柔軟な対応のための条文や解釈の明文化・明確化を求める） なお、提案団体では、「国はみなし消滅が可能で、地方公共団体はみなし消滅ができない」という根拠を見出すことはできなかった。	行政実例（昭和47年6月19日自治行46）の解釈（当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっている。しかし、この行政実例には「最高裁判決の趣旨により処理されたい」としか記述がなく、「議決が必要」との記述はない。「議決が必要」は出版社の見解であり、国の見解は示されていないため、この行政実例の解釈を明らかにする必要がある。）	総務省	盛岡市、花巻市、山形県、水戸市、前橋市、浜松市、三島市、山口県、徳島県、高松市、芦屋町、熊本市、大分県	権利放棄の際に議会議決を必要とする地方自治法の規定には「条例に特別の定めがある場合を除くほか」との例外が設けられており（第96条第1項第10号）、既に多くの地方公共団体において債権放棄を行うことができる旨を規定した条例（債権管理条例等）が制定されていることを踏まえると、提案団体の示す第1希望である地方自治法施行令等に統一的に「債権のみなし消滅」を規定する必要性や、第2希望である、条例によらず地方公共団体の「規則」で定めることを可能とする見直しを求めるに足りる支障等制度改正の必要性が具体的に示されているとは言えない。したがって、制度改正の必要性や具体的な支障事例が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	
11	越谷市	B 地方に に対する規制 緩和	03 医療・福 祉	育児休業の期間 延長手続きにおける 要件の緩和（必要 書類の省略）	当該提案事項については、「平成30年度地方分権改革に関する提案募集No.210」により提案がなされ、閣議決定を経て、同年度中に厚生労働省による措置が行われた経過がある。 しかしながら、その後の事務においても、当時の提案における支障事項が解消していない状況と考えられること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経て、保護者の考えに変化も見られることなどから、改めて以下の点について改善を求める。 育児休業は、育児・介護休業法に基づき、原則として子が1歳になるまであり、保育所などに入所できない場合に限り、子が1歳6ヶ月になるまで（再延長で2歳まで）期間を延長することが可能となっている。その手続きにあっては、保護者は保育所に申し込みをして、保育所の利用ができない旨を証明する自治体が発行する通知（保育施設等保留通知）の提出が現行制度においては必須とされているが、希望すれば誰でも育児休業の期間延長が可能となるよう制度の改善を求める。 具体的には、育児休業の期間延長が認められる理由の挙証資料として「保育所に申し込みをしたが、入所できなかった」ことを証明する地方自治体が発行する入所保留通知の提出を必要とする制度について、その書類提出を省略する。	平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡において、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」で示された、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」と選択した者に対し、利用調整に当たっての調整指數を減点する。」との措置を当市でも行っているが、それでも現状における入所調整事務には以下のように不都合が生じていると思料する。 1 当該減点を希望する保護者は、「育児休業の延長を希望する」者が大半であるが、育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合等に限られた例外的措置であることを理解しておらず、延長のために入所保留通知書の取得を求めていた。 また、調整指數を減点しても結果的に保育所等に入所となるケースがあり、そもそも保護者が保育所等の入所を希望していないことから、その際の窓口対応に苦慮している。 ⇒育児休業の期間延長を希望する保護者からしてみれば、現行制度が形骸化したものとなっているだけでなく、例外的な措置として期間の延長が認められているにも関わらず、労働者が子どもを産み育てるにあたっての「権利」として認識されていると思料する。そのため、現状の制度では、育児休業の期間延長に係る裁量は持たない地方自治体が、保護者に求められる結果とそれに係る書類の発行を確實に行える保護のない中、その可否に大きく影響する書類の発出に関する結果責任を負っている状況となっている。これは、育児休業給付金の支給に関連する書類でもあり、望むところの結果となることが「当たり前」と認識している保護者に対し、その意図に反する結果を出さざるを得ない場合もあるため、必要以上の負担が地方自治体の窓口にかかるといふ思料する。 2 育児休業の期間延長を希望する保護者については、保育所への入所意思がなくとも申請を行わなければならないことから、その児童数についても「新子育て安心プラン」においては申込児童数に計上することとされているため、待機児童を解消するための保育需要を見込む上で正確な情報把握が行えず、保育所整備を行うための前提となるデータにおいて実態と乖離する要因となっている。 3 入所保留通知書を必要とする保護者は、保育所へ入所する意思がないにも関わらず、「入所保留児童数」の中にカウントされるが、上記2と同様の考え方により、育児休業の期間延長を希望する保護者がいる限り「入所保留児童数」はそれに運動して計上されることとなり、その低減または解消に向けた対策を必要とする「入所保留児童」の数を正確に把握することが困難となっている。 4 「育児休業等の延長制度の在り方については、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる」としているが、保育所に預けるにあたり、新型コロナウイルス感染症への不安を感じていたり、乳児期の子育てを自らが自宅で行いたいと考える保護者にとっては、それがかなえられず育児休業の期間を延長したいと希望する保護者の気持ちを尊重できていない現状であるほか、子をもうけようと考える意欲を阻害するばかり	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25第1号、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条第3項第2号、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1項	厚生労働省	宮城県、仙台市、塩竈市、前橋市、高崎市、千葉市、船橋市、習志野市、練馬区、東大和市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、刈谷市、豊田市、小牧市、滋賀県、京都府、豊中市、枚方市、和歌山市、広島市、徳島県、観音寺市、熊本市、鹿児島市	平成30年管理番号210「育児休業等の期間延長にかかる要件緩和」に係る令和3年12月21日付けの閣議決定において、「なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。」とされ、現在検討が行われている。 本提案は過年度提案を踏まえた情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

				りか、いいくは少子化の流れを加速させかねない。						
12	須坂市、長野県	B 地方にに対する規制緩和	03 医療・福祉	保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更	乳児室やほふく室、保育室、遊戲室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、未就学児童数は減っているが、当市が想定する以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要するところから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)当市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,411人(令和3年度末) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条	厚生労働省	駒ヶ根市、飯山市、佐久市、東御市、安曇野市、浜松市、滋賀県	令和2年管理番号15「保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更」について、「令和2年の地方からの提案等に対する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)」の中で、「保育所等における待機児童対策については、地方公共団体からの意見聴取等を通じて実態等の把握を進め、更なる保育の受け皿整備に向けた取組について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」と示され、この対応方針のもと、「新子育て安心プラン」(令和2年12月21日公表)が取りまとめられた。この新子育て安心プランが、令和3年度から令和6年度末までの4年間の取組であり、現時点で取り組まれている施策である。 本提案は情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
22	福岡県、九州地方知事会	B 地方にに対する規制緩和	05 教育・文化	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	宗教法人から暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1)役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること 【改正案2】 (1)宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2)宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容	【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3、4)。 (2)暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添5)。 (3)暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあつても認証せざるを得ない(別添6)。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行なうことを目的とする法人のうち、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員の欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、兵庫県、長崎県、宮崎県、沖縄県	今回の提案において示されている支障事例については、求める措置の実現により解消するかどうか不明確であり、制度改正による効果等が具体的に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
45	中核市市長会	B 地方にに対する規制緩和	08 消防・防災・安全	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方及び記載について見直しを求める。 取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方及び記載について見直しを求める。 取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。 現在作成ができる地域でも属人のや地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果に対して自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も一桁台をこなすのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追い付かない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。 先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	内閣府	別海町、ひたちなか市、高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、豊橋市、豊田市、伊勢市、倉敷市、笠岡市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市	計画の策定が実質的な義務になっていると主張できるような財政支援等との紐づけ等が現時点で存在しないことに加え、将来的な自治体ごとの作成率の公表や作成率に基づく補助金等交付についても、あくまで想定であり、具体的に予定されているものではないことを踏まえると、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

52	八王子市、新潟県	B 地方に 対する規制 緩和	09_土木・建 築	道路に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できる旨の規定を道路法に設けること	越境樹木の切除について道路法第42、71条に基づき手続きを進めると時間がかかるため、民法の改正に合わせ、道路区域に越境した竹木の枝を道路管理者が切除できるよう道路法で新たな規定を設けてほしい。	道路区域に越境している竹木について詳細な統計は行っていないが、年平均約50件が要望処理に記録され通行を阻害している状況がある。また、共同提案団体では越境した竹木に自転車が衝突する人身事故も発生し、同様の事故は当市でも起こりえると推察される。 越境樹木の切除について、道路法第42条第1項により道路の安全確保の為の行政指導を行っても改善されないケースが多く、土地所有者が死亡し相続人が不明の場合もある。 まず、竹木の枝の切除については、民法第233条第1項で「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させなければならない。」と規定されているが、申し入れを行っても切除しない場合、所有者に対し切除請求訴訟を提起して、請求容認判決を得たうえで、強制執行を申し立て、竹林所有者の費用負担で第三者に切除されることとなり、解決までに時間がかかる。行政代執行法による行政代執行についても、同様に手続きに時間がかかることがある。 次に、道路法第42条で定められた維持修繕義務で、強風による枝折れ等のため事故が予測される場合など、緊急の必要がある場合には、道路管理者が樹木を伐採・撤去することが可能と考えられるが、先の民法の規定もあり、竹木の枝は樹木と一体物として相手方に所有権があるため、通常の道路維持管理のなかで切除はできないと考えられる。 また、道路法第44条の3は道路法第71条第1項の特則として、一定の要件のもと、道路管理者自らが迅速な除去を認めることとしたものであるが、単に抽象的に道路の構造に損害を及ぼすおそれや交通に危険を及ぼすおそれがあるというだけでは法定の要件を充足しているとは認められない可能性があるため、道路法第44条の3に基づく措置を行うことは一定のリスクがあり適用することは難しいと考える。 以上のことから、現行の法の中では切除までに時間がかかり市民に對し危険な状態が継続され、道路管理者としては竹木の枝が越境する都度、行政手続きが発生し負担が大きい。民法が改正(令和5年4月1日施行)され一定の条件の下で土地の所有者が境界線を越える竹木の枝の切除が可能となるが、敷地民有地の問題があるため、道路法で道路管理者が道路区域に越境した竹木の枝の切除を行えるよう同様の規定を設けてほしい。	道路法第42条、第44条の3、第71条、民法第233条、道路構造令第12条	国土交通省	花巻市、いわき市、日立市、藤岡市、柏崎市、浜松市、豊橋市、半田市、京都府、茨木市、兵庫県、葛城市、広島市、松山市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	令和5年4月1日施行の民法改正により、地方公共団体は、自ら所有する道路敷地に隣地の竹木の枝が越境してきた場合には、一定の要件を満たせば自らその枝を切除することが可能となる。提案団体は、改正民法施行後も残存する支障として、道路管理者が所有しない道路敷地に係る越境竹木への対応を挙げているが、所有権を有しない敷地について所有者と同等の権利を求めるに足り得る制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとは言えないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。 なお、現行の道路法において、道路管理者は、越境竹木が道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であって、一定の要件を満たすときには、越境竹木を自ら切除することが可能であり、その要件を満たさない場合においてまで道路管理者自らが越境竹木を切除することを可能とすることを求めるに足り得る制度改正の必要性や事務上の具体的な支障まで明確に示されているとは言えない。
57	西宮市、芦屋市、猪名川町	B 地方に 対する規制 緩和	08_消防・防 災・安全	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(令和3年5月改訂)における考え方および記載についての見直し	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者の個別避難計画の考え方及び記載について見直しを求める。 取組指針P13、66、78で示された計画作成の優先度の高い人から5年で個別避難計画の作成に取り組むという目標設定について、持続可能な制度設計を目指す期間に改める。 既存の仕組みや市町村の実情に応じた取組も推進する指針とする。	【現行制度について】 現行の取組指針では「優先度の高い要支援者の個別避難計画を、概ね5年程度で取り組む」と示されているが、たとえ優先度で対象者を絞り込んだとしても、都市部の社会環境の実情から避難支援者名まで盛り込んだ計画作成は非常に困難である。 現在作成ができる地域でも属人的や地域性の要素による場合が多く、持続性や発展性については担保されておらず、取り組みによって得られる成果にたいして自治体、地域、福祉専門職の負担が大きすぎる状況になっている。 【支障事例】 現行の取組指針で示されたスキームは福祉専門職の人手不足や地域人材の高齢化、担い手不足、隣人関係の希薄化が顕著となっている都市部における現社会環境の実情と著しく乖離しており数千人規模の計画作成を進めていく上では馴染まない。また、5年という限られた期間の中で作成率など、数字に拘る事で市町によっては過度に対象者を絞り込むことや持続性を度外視した計画作成を強要されることで、地域との信頼関係の構築や既存の取り組みを進めていくことが阻害されている。 【制度改正の必要性】 当県は、全国に先駆けて取組みを試みたが、要支援者1人に費やす時間や労力が膨大の割に年間の作成数も一桁台を熟するのがやっとの事で、県下市町の大半で当県モデルによる作成は断念しているのが実態である。たとえ優先度により対象者を絞り込んだとしても、特に身体リスクの高い方は名簿上毎年入れ替わっているのが実態で、時間のかかるスキームでは、いつまでも作成が追いつかない事となる。また作成可能人数に絞る事は(本来ハイリスクにもかかわらず)多くの後回しになるミドルリスク者を生む危険性がある。 先駆的に取り組んだ当県モデルの現状を省みることなく、同様のスキームをベースとした取組指針のもと全国展開していくことは、全国の市町村で同様の事態を招く恐れがあり、指針改正が必要であると判断した。 【支障の解決策】 5年後の達成目標のポイントを持続可能なスキーム作成に見直す事や既存の仕組みや市町村の実情に応じた取り組みも推進することで、より多くの要支援者の自助力向上に市町としても注力ができ、支援に欠かす事ができない地域の共助意識の醸成を堅実に進める事ができる。	災害対策基本法改正に伴う、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」	内閣府	高崎市、春日部市、三鷹市、川崎市、浜松市、豊橋市、豊田市、伊勢市、姫路市、小野市、和歌山市、山口県、徳島県、大村市、熊本市、延岡市	計画の策定が実質的な義務になっていると主張できるような財政支援等との紐づけ等が現時点で存在しないことに加え、将来的な自治体ごとの作成率の公表や作成率に基づく補助金等交付についても、あくまで想定であり、具体的に予定されているものではないことを踏まえると、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
60	山梨県	B 地方に 対する規制 緩和	03_医療・福 祉	国庫補助金等の概算交付を受けたまま縁越処理を可能とすること。	国庫補助金等(※)の縁越事務については、市町村や県が概算交付を受けたままの状態で縁越を行なうことが出来ない。このため、概算払額返還のための処理が必要であるが、その事務が複雑かつ重く、年度末の多忙を極める時期に処理をしなければならないため、非常に負担となっている。 ※子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、ほか各種補助金	財政法(昭和22年法律第34号)第42条、令和4年度子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	内閣府、財務省	茨城県、高崎市、千葉県、千葉市、富津市、滋賀県、島根県、延岡市	本提案は、措置を求める個別具体的な事業に係る支障が特定されておらず、国庫補助金等の制度全般について見直しを求める提案となっており、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	

61	山梨県	B 地方に に対する規制 緩和	03 医療・福 祉	LGWAN経由の共 通システムにおける経由事務や 事務委任の廃止	LGWAN経由の共通システムにおける経由事務や 事務委任の廃止	補助金・交付金等(※)の交付申請や実績報告等の業務については、経由事務等の軽減や省略が可能と 考える。(補助金等の交付申請書式に関して、現状、詳細な記入要領が定められていない場合がほとんど であり、国から都道府県、都道府県から市町村へ事務連絡を行い、交付申請書や実績報告書等を市町 村等が作成する中で、交付申請書別表の記入欄の名称や過去の書類を参考に、手探りで記載を行わ なければならず、理解の相違が発生し、申請書の補正に多大な時間を要することとなり、国・都道府県・市 区町村すべての組織で効率が大幅に低下している。) 【例】 子ども・子育て支援事業費補助金(内閣府)、子育て世帯生活支援特別給付金(厚生労働省)	一	内閣府、厚生労働 省	茨城県、富津市、川 崎市、滋賀県、兵庫 県、島根県、高知 県、熊本市	本提案は、措置を求める個別具体的な事業に係る 支障が特定されておらず、補助金・交付金等の制 度全般について経由事務や事務委任の廃止を求 める提案となっており、制度改正の必要性や事務 上の具体的な支障が明確に示されているとはい えないことから、「提案団体から改めて支障事例 等が具体的に示された場合等に調整の対象とする 提案」として整理する。
69	神奈川県、岐 阜県	B 地方に に対する規制 緩和	05 教育・文 化	教育支援体制整 備事業費補助金について、3月末 に行われている内示のさらなる早期化、予算が成 立した際の見込みであることを前提に、内々示等 の交付見込みについて早期の情報提供を求める。	教育支援体制整備事業費補助金について、3月末 に行われている内示のさらなる早期化、予算が成 立した際の見込みであることを前提に、内々示等 の交付見込みについて早期の情報提供を求める。 当該補助金については、年度末の内示により初めて予算額が示されることから、自治体は、想定の配置 計画で採用事務を実施するか、内示後の短期間に人材を探さなければならないため、4月の配置ができ ないなどの支障がある。 【会計年度任用職員としての任用手続きへの支障】 スクールカウンセラー等の非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員に位置付けられており、公 募により採用選考を実施することが原則となっている。当県の事務例を示すと、翌年4月から配置するた め、9月に募集、11月に採用面接、翌年1月に合格発表を実施している。また、翌年3月上旬には、勤務 時間数を配置先に連絡し、4月当初には、採用者に対して雇用契約書である採用書を交付している。しか し、内示が年度末であるため、仮に内示額が想定を下回った場合には、緊急に一人ひとりの勤務時間数 を減じて対応しなければならない恐れがある。 【内示状況】 (事業年度):(内示日)令和4年度:令和4年3月24日、令和3年度:令和3年3月31日、令和2年度:令和2 年3月31日、令和元年度:平成31年3月29日、平成30年度:平成30年3月30日、平成29年度:平成29年3 月29日	教育支援体制整備事業 費補助金交付要綱	文部科学省	ひたちなか市、桶川 市、千葉県、山梨 県、京都府、西宮 市、島根県、長崎 県、熊本市、沖縄県	令和3年提案募集管理番号42「教育支援体制整 備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化」 に関する中では、同省より、「内示を早めるには各都道 府県から国への事業計画提出も早める必要があり、 市区町村の予算編成の見通しが立っていない 時期の事業計画書提出は現実的ではなく、これ 以上の早期化は全国的には難しい」とコメントが あったところ。今回の提案は、予算交付の更なる 早期化を求めるものであるが、上述の昨年度の 文部科学省との調整状況に加え、提案団体から は情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論す べき論点が示されていないため、「提案団体から 改めて支障事例等が具体的に示された場合等に 調整の対象とする提案」として整理する。	
70	松原市	A 権限移 譲	09 土木・建 築	区域区分の決定・ 都市計画区域の 整備、保全の方針 の決定権限の移 譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都 市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町 村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に 関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されてい るが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針について、市への権限移譲を求 める。	当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針 に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1 項	国土交通省	亀岡市、城陽市、明 石市	平成26年提案募集管理番号81、82、658、839、 875において議論されたが、「平成26年の地方か らの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30 日閣議決定)には、本件に関する内容は記載され なかった。この際の国土交通省からの第1次回答 において、「区域区分は、一の市町村の区域を越 えて指定されるうる都市計画区域全体を対象とし て、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の 方針(都市計画区域マスター・プラン)に基づき、市 街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地 等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即 地的に総合勘案して定められるものであることに 鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府 県が広域的な観点から定めることとされていると ころであり、都道府県が定めることが適切」と回答 があったところ。 今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求 めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな 支障事例等、改めて議論すべき論点が示されて いないため、「提案団体から改めて支障事例等が 具体的に示された場合等に調整の対象とする提 案」として整理する。

91	福島県、群馬県	A 権限移譲	06_環境・衛生	第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質排出量等届出等事務の都道府県から中核市への移譲	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。)の規定により、第一種指定化学物質等取扱事業者が行う化学物質の排出量等の届出先(窓口)を、中核市については、都道府県から当該市とするよう規定を見直すこと。	【現行制度について】化管法第5条第2項に基づく届出(いわゆるPRTR制度)については、同条第3項の規定に基づき、事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないとされている。当県では、化管法に基づく届出が必要な事業所が906あり、そのうち約4割に当たる375事業所が中核市に所在している(令和2年度実績)。 【支障事例・制度改正の必要性】化管法に基づく届出は、事業者による化学物質の自主的な削減を促すものであり、公害関係法令による化学物質対策を補完している。中核市においては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類特別措置法等の届出や立入調査等の権限が都道府県から移譲されている一方で、これらの法令と密接に関係している化管法に基づく届出については、同法の規定により都道府県が窓口となっており、届出先が分かれることで届出を行う事業者の負担となっている。当県としても、中核市内の事業所から県に対し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の他の環境法令に基づく届出等を受けていないことから、PRTR制度に基づく届出の要否や内容の適否の確認に時間と労力を要している。 【支障の解決策】他の環境法令の権限移譲と同様に、化管法に基づく届出先(窓口)を、都道府県ではなく中核市とする。	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項	経済産業省、環境省	郡山市、山梨県、豊橋市、滋賀県、長崎県、大分県	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の規定による化学物質の排出量等の届出事務等の窓口が都道府県にあることにより、実際の届出事務や他の環境法令と関連した事務に支障をきたすといった支障事例や、当該権限が移譲されることによる効果等制度改正の必要性が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
101	新潟県、群馬県	B 地方にに対する規制緩和	03_医療・福祉	都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画について、計画期間の延長を求める。	現行の3年周期では検証できる期間が短く、十分な評価が行えない。また、計画の策定には多くの作業が必要であり、3年周期では策定業務が大きな負担となっている。	【障害福祉計画】障害者総合支援法第89条第1項 【障害児福祉計画】児童福祉法第33条の22第1項	厚生労働省	栃木県、千葉県、神奈川県、長野県、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、宮崎県	令和3年提案募集管理番号41、157、198において、本件と同様の提案があり、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)において、「障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論を踏まえ、令和4年内に結論を得る」こととされている。 本件の提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	
111	関西広域連合	B 地方にに対する規制緩和	11_その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。 あわせて、広域連合の長の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、移譲に同意するものとすることの明確化を求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に對し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があつたときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合の長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(同法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されている。 このため、要請権行使しようとする広域連合側には、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務をあらかじめ構成団体から持ち寄ることに関する構成団体の合意形成、広域連合規約の変更(全構成団体議会の議決が必要)等の相当な負担が求められる一方で、要請を受けた国側については、要請を尊重して十分検討することが期待されるとするのみで、処理スキームは全く整備されておらず、要請を受け入れないと判断してもその理由を公表する義務もない。 このように、現行制度が「密接に関連する事務」に限定するのは、現実的かつ真摯な権限移譲要請の担保、要請受入後の実施体制整備といった趣旨とされるが、広域連合側の負担と要請後の実現可能性が全く不釣り合いであるため、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見い出せず、徒勞に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、実質的に行使に着手できない形骸化した制度となっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	総務省	—	移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、過去の提案募集(平成26年提案募集管理番号66、平成28年提案募集管理番号235)において議論されたが、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)等には、本件に関する内容は記載されなかった。平成28年管理番号235の第1次回答において、総務省は「広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に密接に関連するもの」に限ることとする規定は、①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の分配が着実に進んでいくことが強く望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないところ、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考えられることといった趣旨から設けられたものである。本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係府省との協議を踏まえ、閣議決定に至らなかったものである。その後の事情変更も認められないことから、本提案については、既に検討済みであると認識している。」とされている。 本件についてはその後情勢の変化や新たな支障

									事例 審改めて議論すへさ謹意か示されていよい ため、「提案団体から改めて支障事例等が具體 的に示された場合等に調整の対象とする提案」と して整理する。 また、移譲を要請できる事務の基準・手順等の明 確化を求める点については、平成7年6月15日付 け自治行第51号自治省行政局行政課長通知に て要請の際の具体的な手順が一定程度示されて いることを考慮すると制度改正の必要性や事務 上の具体的な支障が明確に示されているとはい えないことから、「提案団体から改めて支障事例 等が具体的に示された場合等に調整の対象とす る提案」として整理する。	
121	伊勢崎市、 館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、南牧村、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、玉村町、板倉町、明和町、邑楽町	B 地方に に対する規制 緩和	03_医療・福 祉	国民健康保険に係 る高額療養費の支 給申請簡素化の 標準化	国民健康保険法施行規則の改正により、高額療養費支給申請簡素化(申請次回以降の自動振込)を義務付けることを求める。	これまで該当の月ごとに高額療養費の支給申請書の提出が必要になっていたが、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が提案募集により施行され、ともに市町村の判断により別段の定めをすることで手続きの簡素化が可能となった。同一都道府県であっても市町村ごとに取り扱いが異なり、都道府県と市町村が連携会議で議論を行い、事務の標準化を図るために今後簡素化を都道府県単位で検討し、会議やアンケートなどで協議を進めていくことになる。しかし、厚生労働省の主管(部)課長会議の「事務の標準化・広域化の実施状況」の資料では、70歳未満(全世代)簡素化実施済が1都道府県・検討中が30都道府県と、ほとんどの都道府県で検討中という状況がみられた。新型コロナにおける3密対策と住民の利便性向上・職員負担軽減に繋がることから、今後も検討都道府県は増加すると思われ、簡素化(申請次回以降の自動振込)を標準化することで、効率化を図ることができると思われる。また、令和4年4月から不妊治療の保険適用が始まり、その高額療養費の対象者が新たに出てくる。長期的に多数回の受診が必要な被保険者や家族への身体的負担、心理的負担も懸念されることから、早期に検討の必要がある。	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則第27条の16	厚生労働省	北海道、宮城県、ひたちなか市、新発田市、飯田市、三島市、豊橋市、常滑市、京都市、兵庫県、熊本市	令和2年提案募集管理番号113「国民健康保険の高額療養費申請手続きにおける年齢制限の撤廃について」に関して、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、市区町村の判断により支給申請手続を簡素化することが可能となった。本措置の実現に際しては、厚生労働省から自治体への通知(施行規則の改正内容に関するQ&A)において、簡素化によって滞納者との接触機会が失われる等のデメリットがあるため、簡素化の実施の可否を多面的に検討いただくよう記載されており、このようなことも踏まえ、簡素化を標準とするのではなく、地域の実情に応じて市区町村の判断で簡素化を選択できるよう措置したところ。 また、全年齢において支給申請の簡素化が可能となってから1年弱しか経過しておらず、提案団体からは情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
132	広島県	B 地方に に対する規制 緩和	01_土地利 用(農地除 <)	都道府県国土利 用計画の策定義 務の廃止	都道府県国土利用計画の策定における負担軽減のため、都道府県での策定を不要とするよう求め る	県計画について、基本的な方針は全国計画と同様であることから当県では国土利用計画(県計画)は当面の間策定しておらず、土地利用基本計画等の運用で対応している。(ただし、土地利用基本計画については、前段のとおり課題がある。)	国土利用計画法第7条	国土交通省	兵庫県、岡山県	都道府県国土利用計画の策定が実質的な義務 になっていると主張できるような財政支援等との 紐づけ等の存在が不明確であることに加え、提案 団体自身も当該計画を策定しておらず、制度改正 の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示さ れているとはいえないことから、「提案団体から改 めて支障事例等が具体的に示された場合等に調 整の対象とする提案」として整理する。

151	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	B 地方にに対する規制緩和	11_その他	新型コロナ感染症対策関係通知の周知体制の見直し	新型コロナ感染症対策に係る総務省通知について、総務省調査・照会(一斉調査)システムを活用して県・市町に一斉周知するものと、県を通じて市町総務・財政担当課へ周知するものを区別するなど、柔軟な対応を要請する。	令和元年度以降、総務省から市町村担当課あてに送付される新型コロナ感染症対策関係の通知を県内市町に通知しているが、令和3年5月以降は、感染拡大等の状況もあり、ほぼ毎日通知している。新型コロナ感染症対策関係の総務省通知は大きく分けると、 (1)市町職員の勤務条件に関する技術的助言 (2)厚生労働省の都道府県衛生主管課あての通知(市町の衛生担当課にも周知される)を市町の総務・財政担当課あてに周知するものであるが、大半の通知が(2)に該当する。 実際の通知の流れとしては、 ①総務省の調査・照会(一斉調査)システムにより県あてに通知し、地方自治法に基づく技術的助言の一環として、市町への周知を特に依頼 ②上記①の総務省通知を受けて県は市町総務・財政担当課あて送付しているところ。 上記(2)の通知は、市町の総務・財政担当課に直接関係しない場合もあるが、県が市町に通知文を発出する事が発生しており、市町にもタイムラグが生じている。	-	総務省	名古屋市、京都府、宇和島市、高知県	本提案は、総務省から都道府県市町村担当課あてに送付される新型コロナウイルス感染症対策関係通知の周知体制の見直しを求めるものであるが、提案団体から示されている事務負担は、通知の転送にすぎず、制度改正の必要性が具体的に示されていない。したがって、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
152	豊田市	B 地方にに対する規制緩和	11_その他	履行延期の特約又は処分をした債権の免除の緩和	地方自治法施行令第171条の7第1項において、「当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において」と定められている「十年」を、「五年」と改正し、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理ができるようにする。	【制度改正の経緯】 当市では、社会福祉法人に対し、同法人が行う生活困窮者への貸付事業の原資として、金銭を貸し付けたが、同法人から貸付を受けた第三者が無資力等のため、同法人からの回収が著しく困難となり、市に一括弁済ができない状況となっている。 【支障事例】 本事業は生活困窮者への貸付であることから、回収が困難で、債権管理事務の負担を増大させている。 【制度改正の必要性】 地方自治法施行令第171条の6第1項第5号の規定に基づく履行延期の特約を締結し、地方自治法施行令第171条の7第2項の規定に基づく免除を検討しているが、無資力状態の第三者が遅滞した債権を10年間も分割払いを継続すること、一方で無資力状態の第三者に対して10年間もの間、分割払いを求めることが現状にそぐわないため制度の改正が必要である。 【懸念の解消策】 当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から5年に改正することで、改正民法の一般時効5年の期間を考慮した債権の適正管理が可能となる。	地方自治法施行令第171条の7(国の債権の管理等に関する法律第32条)	総務省	福山市、熊本市	本提案は、地方公共団体の私債権のうち回収が困難な債権における免除要件の期間短縮を求める提案である。地方自治法施行令第171条の7による債務免除を行う場合は免除までに10年を要するが、経過しないうちであっても地方自治法第96条による債権放棄が可能であることを踏まえれば、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性が具体的に示されているとは言えないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
163	兵庫県	B 地方にに対する規制緩和	05_教育・文化	臨時免許状所持者の普通免許状取得に係る必要な在職年数及び取得単位数の緩和	教育職員免許法に定める臨時免許状保有者が普通免許状を取得する場合の必要な在職年数及び最低修得単位数を緩和すること。	【現状】 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として学校の種類ごとの教員免許状(中学校または高等学校の教員は、学校の種類及び教科ごと)が必要である。 普通免許状を有する者を採用することができない場合は、教育職員検定を経て授与される免許状(有効期間3年)により、助教諭として該当教科を担任できる。 文部科学省の教員免許状授与件数等調査によれば、平成22年度～令和元年度に臨時免許状保有者が中学校教諭の二種免許状を取得した件数(全国)は各年度0件～4件と極めて少数である。 【支障】 中学校では9教科(10種類)を担当する教員数の確保が必要であり、特に小規模校においては十分な教員配置ができず、免許外教科担任や臨時免許状を有する教員により対応している。 [本県の免許外教科担任・助教諭の推移(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)] 免許外教科担任許可件数 H30:177、R1:130、R2:100、R3:114 臨時免許状授与件数 H30:18、R1:25、R2:23、R3:30 免許外教科担任や臨時免許状による教科担任の解消のため、臨時免許状保有者の普通免許状(二種)取得を促進する必要があるが、臨時免許状の有効期間は原則3年であり、普通免許状取得に必要な在職年数が概ね5年以上(中学校6年、高等学校5年)とされているため、有効期間中に普通免許状を取得することができない(本県での制度活用件数はゼロ)。 また、仮に在職年数を満たしたとしても、上記の在職年数の場合は45単位の履修が必要となり(教育職員免許法をもとに県規則で定める単位数)、現に臨時免許状を保有する者が勤務しながら履修することが困難である。 免許保有者の少ない教科(例:中学校技術、高等学校福祉、看護)については教員免許を取得できる大学等の教育機関が少ない。 [臨時免許状保有者の普通免許状取得の最低要件] 中学校教諭(二種) 在職年数:6年、修得単位数:45単位 高等学校教諭(二種) 在職年数:5年、修得単位数:45単位	教育職員免許法第5条、教育職員免許法施行規則第11条	文部科学省	北海道、長野県、京都市、寝屋川市、下関市、高知県、熊本市	教員免許法別表第3に規定される臨時免許状所持者が普通免許状(2種)を取得する制度が活用されていない現状について、現行制度に問題があることを裏付ける客観的事実が具体的に示されておらず、制度改正の必要性が不明確であるため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

164	兵庫県	B 地方に に対する規制 緩和	08.消防・防 災・安全	災害救助法の救 助範囲の拡大	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。	<p>【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定されている。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠であるが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象外である。 災害救助費については、国庫負担(5/10～9/10)の残りが特別交付税(4/10限度)措置されるため、国庫負担率が6/10以上であれば、実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となるなど、罹災証明書の必要性が高まっている。 全国知事会危機管理・防災特別委員会の「令和3年災害検証報告書(案)」においても、「救助の実施に必要となる事務経費の全額を国庫負担の対象とすることや、救助を実施するために必要な住家の被害認定調査業務や罹災証明書発行業務の実施のために必要な費用について国庫負担の対象とすることを要望したい」など、近年の他の被災県においても同様の措置を求めていている。</p> <p>【支障】 令和2年7月豪雨では、熊本県内の被災8市町に対し6,300名を超える応援職員が派遣されており、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施するのが困難である。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行に要する業務は、災害救助費の対象でないため派遣元自治体の負担となっている。(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。</p>	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	内閣府	岩手県、さいたま市、千葉市、川崎市、山北町、名古屋市、豊橋市、大阪府、岡山県、今治市、熊本市、大分県	令和2年提案募集管理番号234において、本件と同様の提案があり、「関係府省における予算編成過程での検討を求める提案」に区分され、内閣府からは「家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のため活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難」と回答があった。 本件の提案では、情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
180	千葉県、福 島県	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	青色申告決算書 (不動産所得用)に おける『貸付不動 産の保有状況欄』 の新設	個人事業税の賦課事務となる青色申告決算書(不動産所得用)に、『貸付不動産の保有状況欄』を設けて欲しい。	<p>個人事業税の賦課事務は、所得税の申告書を基にして行っている。 「不動産貸付業」及び「駐車場業」について、課税対象になるか否かの判断は、貸付物件数が認定基準以上であるか否かで判断されるが、貸付物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして把握している。 決算書は、収支内訳書(不動産所得用)と青色申告決算書(不動産所得用)の2種類があるが、貸付物件数を判断する際に参考となる『貸付不動産の保有状況欄』は、収支内訳書(不動産所得用)にしかない。よって、青色申告決算書(不動産所得用)を添付した納税者については、改めて貸付物件数を調査する必要があり、賦課事務に時間を要している。</p>	地方税法第72条の55の2、「個人課税事務提要(様式編Ⅰ)」の制定について(法令解釈通達)(平成12年11月15日付課所6-51、課審3-30、課資5-39、官事6-218、課法3-70、微管2-73、課消3-72、查調2-44、課料1-44、査察1-60、国税庁長官通達)	財務省	宮城県、山形県、茨城県、石川県、島根県、岡山県、山口県	提案団体からは、青色申告決算書(不動産所得用)を添付した納税者に関する個人事業税の賦課に係る事務負担が示されているにすぎず、制度改正の必要性が具体的に示されていない。提案団体の求める措置により、青色申告者においては申告手続の負担が新たに生じることも踏まえ、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
190	指定都市市 長会	B 地方に に対する規制 緩和	11_その他	随意契約できる金 額の現状に即した 見直し	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める、いわゆる少額随意契約については、能率的な行政運営に根差したものであると理解しているが、その契約の種類及び額を規定する別表第5に定める額については、昭和57年10月の第37次改正法の施行の際から改正されておらず、地方公共団体の契約の現状を反映していないと考える。例えば、同別表第5の表中「1 工事又は製造の請負」「都道府県及び指定都市」の場合の昭和57年度時点における250万円は、建設工事費デフレーター(国土交通省)により現在の価値に換算すると、およそ355万円となるところである(建設総合: 75.9(1982年度)→107.9(2020年度(暫定)))。また、平成29年3月29日付け「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて(厚生労働省)」の通知により、社会福祉法人が「価格による随意契約」を行う際の基準が大幅に見直されたところもあることから、こうした動向とあわせ、現状に即した見直しを提案する。	地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、別表第5	総務省	花巻市、山形県、郡山市、高崎市、春日部市、千葉市、海老名市、佐世保市、大分県	平成30年提案募集管理番号199の第2次回答において、総務省は、「地方公共団体の契約は、機会均等、公平性、経済性の観点から、地方自治法第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札が原則とされている。この度の提案については、この例外となる随意契約の拡大措置であることから、機会均等、公平性、経済性の観点から慎重に検討する必要がある。なお、現行規定による随意契約が可能な契約の種類及び金額の範囲(以下「少額随意契約」という。)は、国の少額随意契約の要件や地方公共団体の財政規模等を勘案されていることから、国の少額随意契約の要件との均衡を図る必要があるもの。今後、国における少額随意契約の要件の見直しの動向を注視してまいりたい。」として議論済みである。 本提案については、上記提案の内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢の変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	

207	美咲町	B 地方に に対する規制 緩和	02 農業・農 地	日本型直接支払 制度の一本化につ ながる申請書類の 簡素化	日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間 地域等直接支払、環境保全型農業直接支払が将 来的に制度の一本化につながるような書類の簡素 化(簡略化)を求める。	当町は中山間地に属しており、町内の農地についてはそれぞれの地域や地域団体で管理を行っている。農地管理には、日本型直接支払制度の多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直 接支払を活用している地域や団体が大部分を占めている。昨今の状況は少子高齢化や担い手不足により、農地管理や書類手続きなどの事務を行なう者が減少しており、制度の活用が重荷になることで制度を 使用せず、荒廃地が増加するという悪循環に陥っている地域もある。重荷になる原因は、提出書類の多 さ、5年間の縛りというものである。 農地を農地として活用するための縛りは必要と考えるが、農地を保全し農業生産活動に必要な農道など の整備や管理など、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払と同様の活動 を行う中で、それぞれに申請や実績の提出が必要であり、将来的には日本型直接支払制度の一本化を 希望している。そのうえで、まずは地域、団体が取組みやすい提出書類の簡略化を提案するものである。	農業の有する多面的機 能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支 払交付金実施要綱、中山間地域等直接支払交 付金実施要綱、環境保 全型農業直接支払交付 金実施要綱	農林水産省	宮城県、白鷹町、前 橋市、川崎市、富山 市、八幡浜市、宮崎 県	日本型直接支払制度は、農業・農村の多面的機 能の維持・発揮、食料自給率・自給力の維持向上 と食料安全保障の確立を図るため、既存の制度 を基に「農業の有する多面的機能の発揮の促進 に関する法律(平成26年法律第78号)」により法 制化された交付金制度であり、地域の共同活動 の支援、中山間地域等における農業生産活動の 支援及び自然環境の保全に資する農業生産活動 の支援という3つの目的を有し、目的ごとに事業 が定められている。当該交付金制度が既存の制 度を基に3つの目的及び目的ごとの事業を有する 交付金制度として法制化された経緯を踏まえる と、本提案で示された提出書類が多いという主な 支障のみでは、制度改正の必要性や事務上の具 体的な支障が明確に示されているとはいえない。 したがって、「提案団体から改めて支障事例等が 具体的に示された場合等に調整の対象とする提 案」として整理する。 なお、令和2年管理番号238「多面的機能支払付 金における実施状況報告の簡素化」に係る令 和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令 和2年12月18日閣議決定)において、地方公共團 体等の事務負担軽減のため、実施状況報告に係 る提出書類の簡素化については一定の措置がな されている。
217	横浜市	B 地方に に対する規制 緩和	05 教育・文 化	指定文化財修繕 等に対する国庫補 助金の交付先拡 大	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につ いて、文化財の指定管理者である公益財団法人を 申請者とし、国から法人に直接補助金を交付する ことを可能にする。	重要文化財帆船日本丸の文化財的価値を保つ目的で行う修繕については、国庫補助金を活用している が、木材等の加工等に数年間を要する修繕は、予算単年度主義である地方自治体の予算にはなじみにく い。そのため、指定管理者である公益財団法人を申請者として、同法人が集めた寄附金をもって国庫補 助金を申請しようとしたが、所有者ではないため認められなかった。	文化財保護法第35条、 国宝重要文化財等保 存・活用事業費補助金 交付要綱	文部科学省	名古屋市、熊本市	債務負担行為の活用など現行制度で対応可能で あり、制度改正の必要性が不明確であるため、 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示 された場合等に調整の対象とする提 案」として整理する。
218	横浜市	B 地方に に対する規制 緩和	03 医療・福 祉	子ども子育て支援 事業(教育・保育 等の給付)における マイナンバーによる 税情報の情報 連携	教育・保育等の給付事務(※)において「被扶養で あるか否か(本人該当区分:同一生計配偶者)」につ いて、マイナンバーによる情報連携を可能とす ください。なお、昨年度類似の提案において、被扶 養であることをもって非課税ではないため情報連 携できない旨、回答をいただきましたが、非課税で あるかは要件ではありません(保育所等の利用料 の階層区分は一定の幅をもって定められているた め、非課税であるかに問わらず階層区分等を決定 することができます)。未申告者の利用者負担額の 階層区分決定に「本人該当区分:同一生計配偶 者」は必要な情報です。 国においては令和2年12月にデジタル・ガバメント 実行計画が定められ、関連するシステム標準化や オンライン申請化の法案等も次々に定められています。 ところであり、DXが一層が求められています。そ の中には、ワンストップで実現することが示され ていることや、マイナンバーを前提としてオンライン 申請を進めることができますなど、取り巻く状況が 変わっています。マイナンバーによる情報連携はこ れらが定めたDXを実現すること目的に、一層効 果的に活用できるようすべきです。 なお、「本人該当区分:同一生計配偶者(被扶養 者)」に対しては、課税証明書を発行する自治体が あり、これについて令和3年8月に示された税務シ ステム標準仕様書【第1.0版】では「実装すべき機能 (全国統一で必要な機能)」として明記されるなど、 標準化を見据えた事務では、未申告者の内、被扶 養者については別の取り扱いをするべきであること は明白となっています。	総務省によるマイナンバー制度の説明では「(国民の利便)課税証明書などの添付書類が削減される」「(行政の効率化)情報の照合、転記等に要する時間・労力が大幅に削減」等がポイントとなっています。 そのため住民にとっては課税資料の代わりとしてマイナンバーを提出しているという理解がされています が、実際は税未申告かつ被扶養者についてマイナンバー連携上は「未申告」として扱われているため、住 民から課税証明書(紙)の提出が必要となっています。そのため、以下の支障があります。 ・保護者も地方自治体も手続きに時間と手間がかかる ・マイナンバーを提出しているにもかかわらず紙資料(課税証明書)の提出を求められることの理解が得 られない ・期限までに課税証明書が提出されない場合、内閣府技術的助言のとおりといった利用料を最高階層と せざるをえないが、マイナンバーにより税情報を提供しているにも関わらず、一時的であれ最高階層となり 費用負担を行うことは、理解を得られない。 ・本人該当区分が同一生計配偶者となる人(税における被扶養者)に対しては、課税証明書を発行する 自治体があり、子ども子育て支援事業においてマイナンバー連携により得られる情報と課税証明書の内 容に差異があるため、マイナンバー制度の目的が一部達成できていないだけでなく、混乱を招いている。 ・自治体DXやシステム標準化が進む中、課税証明書と情報の差異や、紙の挙証資料を求めるることは、デ ジタル化の支障となっている。 ・税の調査を公用照会により行う場合、税情報は個人情報の中でも特に厳格な取扱いがされていることや 本人同意がないものには回答しないこと等を理由として、回答を得られないケースが発生している。	行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関する 法律第19条第7号、別 表第二の116、行政手續 における特定の個人を 識別するための番号の 利用等に関する法律別 表第二の主務省令で定 める事務及び情報を定 める命令第59条の2の 2、子ども・子育て支援法 第27条第3項第2号、第 28条第2項、第29条第3 項第2号、第30条第2 項、第30条の4、第59条 第3項口、子ども・子育て 支援法施行令第4条～ 第6条、第9条～第14条	内閣府、デジタル 庁、総務省	仙台市、水戸市、高 崎市、千葉市、船橋 市、習志野市、富津 市、東大和市、川崎 市、相模原市、村上 市、浜松市、刈谷 市、小牧市、京都 市、西宮市、広島 市、高知市、熊本 市、別府市	令和3年管理番号118において議論されたが、「令 和3年の地方からの提案等に関する対応方針」 (令和3年12月21日閣議決定)には、本件に関す る内容は記載されなかった。この際の内閣府及び デジタル庁からの第1次回答、第2次回答におい て、「地方税法等に基づく税情報に係る情報連携 について、連携する情報に関して、全国統一で 当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされ ており、かつ、当該連携情報により必要な情報を 得られることが明白である必要があり、当提案は その条件を満たしていない。」との回答があつたと ころ。 今回頂いた提案は、上記の提案内容と同様の内 容であるが、当時から情勢変化や新たな支障、 情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき 論点が示されていないため、「提案団体から改め て支障事例等が具体的に示された場合等に調整 の対象とする提 案」として整理する。

				<p>子ども子育て支援事務における内閣府からの技術的助言(自治体FAQ)では、市町村民税未申告者の場合、世帯の所得を調査又は推定し、保護者の協力が得られない場合、保護者負担額を一旦最高階層とすることが示されています。国の技術的助言に従った運用を行う上で、全国統一で当該情報を必要とすることは明らかであり、当該連携情報により必要な情報を得られると考えます。</p> <p>※子ども子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」</p>								
238	川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、岡山市、福岡市、熊本市	B 地方に に対する規制 緩和	09_土木・建 築	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できるよう、制度について、法規や要綱、告示等で取扱い方法等の明記を求める。	「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本方針」(平成17年8月2日国土交通省告示739号)にて、公営住宅における定期借家制度(期限付き入居)については、公平かつ確かな供給をする観点から基本的な方針が示されており、当市でも、平成30年度から子育て世帯を対象とした期限付き入居制度を導入している。しかしながら、期限終了後に適切に退去がなされない場合の明渡しに関する対応などに苦慮することが想定されるため、公営住宅における期限付き入居制度が適正に運用できるよう、法律や告示等で取扱いに関する明記を求めるものである。	現在、公営住宅法の他、具体的に規定を明確にしていない。	国土交通省	深川市、さいたま市、千葉市、松本市、京都府	「地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する基本的な方針(平成17年8月2日国土交通省告示739号)」に基づき、既に複数の自治体で公営住宅の期限付き入居の仕組みが独自に導入されていることを踏まえると、法律等で公営住宅における期限付き入居制度の取扱に係る規定を設けることを求めるに足り得る制度改正の必要性や事務上の具体的な障壁が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。			
248	特別区長 会、八王子市	B 地方に に対する規制 緩和	09_土木・建 築	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助金の算定方法及び申請手続の見直し	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第4項に規定される住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(専用住宅)の家賃に係る補助金について、住宅ごとに補助期間と補助総額上限を設定しているが、同じ住宅において入居者が変わった場合には、補助期間と補助総額上限をその時点(入居開始時点)から改めて設定することを求める。また、本補助金は、賃貸人が地方公共団体へ交付申請を行い、さらに賃貸人を経由して入居者の所得等書類を提出し、自治体からの通知を伝える形式だが、補助金申請の手続きについては、入居者と地方公共団体間で行うことが可能となるよう求められる。	住宅セーフティネット制度は、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するものとして、その必要性は増していくものと考える。しかしながら、専用住宅を対象とした家賃低廉化補助は都内で5区市でしか導入されておらず、当区においても令和4年3月現在、補助対象住宅の登録数は4戸のみで十分提供できているとは言えないことから、一層の充実を図っていく必要がある。	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	国土交通省	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市、熊本市	前段について、令和3年提案募集管理番号159において議論されたが、令和3年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした提案として、国土交通省からは「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃低廉化については、地方公共団体の取組み(補助対象期間や補助総額)に関する制限や制約は設けておらず、地方公共団体の取組みに対する国の支援において、国の予算に限りがあることや支援が真に必要な者への支援となるよう、支援対象や補助対象期間、補助総額などを設定しているものであり、地方公共団体において地方の実情やニーズに応じて国の支援制度を活用できるよう、補助対象期間(最大20年)や補助限度額の引き上げ(最大4万円)などの措置を講じている」と回答があつたところであり、実現には至らなかった。	今回の提案は補助期間の設定を見直すという点においては昨年の補助期間の撤廃を求めた提案とは異なるものであるが、昨年の提案を踏まえた予算編成における検討と同様の議論に帰着することが予想され、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	後段について、家賃を通常の市場家賃よりも減額した賃貸人に對して行うという家賃低廉補助の趣旨を踏まえると、あくまで補助の対象は賃貸人であり、家賃低廉補助を受ける賃貸人が申請を行ふべきものと考えられ、それでもなお申請手続について賃貸人を経由せざることとする必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

250	特別区長会	B 地方に に対する規制 緩和	03.医療・福 祉	生活保護の医療 扶助一部自己負 担	生活保護の医療扶助に一部自己負担を導入す る。自己負担分は、翌月償還払いとする。	生活保護の医療扶助は現物給付により受給者の自己負担がないため、頻回受診や薬の重複処方などの問題が指摘され、医療扶助増加の一因とされている。医療扶助は生活保護費の約半分を占め、大きな財政負担となっている。	生活保護法第34条	厚生労働省	大阪市、岡山県、大 村市	求める措置が意図する自己負担額の支給申請に 伴う被保護者と福祉事務所の接触機会の増加につ いては、現状においても窓口での保護費支給時や定期訪問等の際に指導が可能であり、また、医療機関や福祉事務所側にも多大な事務負担が 生じることが想定され、措置内容に照らして効果 が限定的であることを踏まえると、制度改正の必 要性が不明確である。このため、「提案団体から 改めて支障事例等が具体的に示された場合等に 調整の対象とする提案」として整理する。
285	大府市	B 地方に に対する規制 緩和	05.教育・文 化	教育委員会への 社会教育主事の 必置規定の見直し	社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第九 条の二の教育委員会事務局への社会教育主事の 必置規定を緩和を求める。	【現行制度】 社会教育法第九条の二において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を必ず置くことと規定されている。 【支障事例・制度改正の必要性】 地域にネットワークを持つ社会教育主事は、今後行政が施策を進める上でますます重要な存在と位置付けられてきている。社会教育の事務を首長部局に移管した自治体が多い。当市においても、他の行政分野と一体的に推進することでより充実した市民サービスを実現するため、地域活動の拠点である公民館をはじめ、以前教育委員会で行っていた社会教育の半分以上の事務を首長部局に移管し、教育委員会に社会教育主事を必置とすることの必要性が低くなっている。柔軟に人事配置ができることが支障となっている。実際に当市では、社会教育主事の資格を有する職員7人の内必ず1名を教育委員会に主として配置する必要が生じている。また、社会教育主事は現状、各市町村で貴重な存在である中、社会教育主事の資格を有する職員全員を、首長部局を主として配置したいとすると、新たな職員に3年間の実務経験に加え40日間の社会教育主事講習へ派遣し資格を取得させる必要がある。限られた人員体制で、社会教育主事を増やすことは困難となってきているため、教育委員会へ必置とすることの見直しが必要である。 【支障の解決策】 市町村の判断により、社会教育主事を教育委員会事務局に置かず、首長部局に置けるよう、社会教育法9条の改定を求める。 なお、社会教育の半分以上の事務を首長部局に移した本市においては、現在認められている教育委員会を主とする兼務体制では、本務以外で多岐にわたる社会教育主事の役割を全うすることが困難であり、支障の解決策につながらないと考えている。	社会教育法第9条の2	文部科学省	京都市、広島市、高 松市、高知県、熊本 市	現行制度においても、教育委員会と首長部局に おける併任が認められている中で、首長部局に 主として社会教育主事が配置できることによる 具体的な支障が不明確であり、制度改正の必要性 が示されていないため、「提案団体から改めて支 障事例等が具体的に示された場合等に調整の対 象とする提案」として整理する。
286	大府市	B 地方に に対する規制 緩和	05.教育・文 化	補欠の教育長の 任期の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規 定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教 育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育 長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」 に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求め る。	【現行制度】 現行の法律は補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長の退任理由に関わらず、後任の教育長の任期は残任期間とされるため、任期の開始日を変更することができない。 【制度改正の必要性】 全国の市区において、教育長の任期開始日が4月1日ではない自治体は440(55%)あり、同様の課題を抱 えている自治体は全国に多く存在している。 当市教育委員会においても、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長と同様に、議会の手続きを 経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員につい ても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められているが、これらの委員は非常勤特別 職である。一方、平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の 責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様 に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。また、新制度に おいては教育委員から教育長を任命するのではなく、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命する ため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなっ た。 【支障の解決策】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書が規定する補欠の教育長 の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらない とする柔軟な解釈ができるようにする。	地方教育行政の組織及 び運営に関する法律(昭 和31年6月30日法律第 162号)第五条	文部科学省	入間市、浜松市	現行制度においても、教育長となる者は学校関係 者に限らない中で、今回示されている学校の人事 への影響等の支障をもって制度改正の必要性が 具体的に示されていないため、「提案団体から改 めて支障事例等が具体的に示された場合等に調 整の対象とする提案」として整理する。